

ケニアにおける事業設立ハンドブック

2019 改定版

(2019年8月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ナイロビ事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ナイロビ事務所が現地法律事務所ANJARWALLA & KHANNA・平林拓人弁護士（TMI総合法律事務所より出向）に作成委託し、2019年8月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびANJARWALLA&KHANNAは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびANJARWALLA&KHANNAに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ナイロビ事務所
E-mail：KEN@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

第1部: 事業の法人化.....	1
1-1. ケニアで運営できる事業体の種類.....	1
1-2. 事業体の種類による比較.....	1
1-3. 設立登記手続き.....	5
1-4. 定款の記載事項.....	6
1-5. 会社登記情報に関する証明書および社印登録証明書.....	7
1-6. 登記後に必要とされる通知.....	7
1-7. 支店の閉鎖.....	8
1-8. 子会社の閉鎖.....	8
1-9. 税務上の支店／子会社の登録抹消.....	11
第2部: ビザ（査証）および在留資格.....	12
2-1. ケニアへの入国手続き.....	12
2-2. ビザと在留資格の関係.....	12
2-3. 「在留資格認定証明書：Certificate of Eligibility」取得からビザ取得までの手続き.....	13
2-4. パーミットの種類.....	14
2-5. 特別パス（Special Pass）.....	15
2-6. 短期訪問者の互恵的ビザ免除.....	16
2-7. 在留カード.....	17
2-8. 再入国許可.....	18
2-9. 就労外国人に同行する家族.....	18
2-10. 在留期間の延長および在留資格の変更.....	18
2-11. 高度人材外国人のポイント制出入国管理優遇制度.....	18
第3部: 税制.....	19
3-1. ケニアへの投資のためのケニア法人税制度概要.....	19
3-2. 国内源泉所得.....	20
3-3. 法人所得税（法人税、法人住民税、事業税）の概要.....	20
3-4. 源泉所得税の概要.....	20
3-5. 租税条約.....	21
3-6. 消費税の概要.....	22
3-7. 個人税制度の概要.....	23
3-8. その他の主な税.....	24

3-9.	国際取引に関するその他の主な法人税.....	26
第4部:	人材管理.....	27
4-1.	法律の適用.....	27
4-2.	採用.....	27
4-3.	労働契約.....	28
4-4.	賃金.....	28
4-5.	労働時間、休憩および休暇に関する法律.....	28
4-6.	就業規則.....	29
4-7.	安全・衛生.....	29
4-8.	退職および解雇.....	30
4-9.	ケニアの社会保障制度.....	31
第5部:	商標・意匠保護制度.....	32
5-1.	商標および意匠に関する法律.....	32
5-2.	ケニアの商標制度.....	32
5-3.	商標登録の効力と有効期間.....	32
5-4.	商標の取り消し.....	32
5-5.	登録手続き.....	33
5-6.	商標の国際登録.....	33
5-7.	模倣品.....	34
5-8.	意匠の保護.....	34
5-9.	登録手続き.....	34
5-10.	一般.....	35

ケニアにおける事業設立ハンドブック 2019 改定版

第 1 部: 事業の法人化

1-1. ケニアで運営できる事業体の種類

ケニアにはさまざまな事業体が存在し、自然人はこれらを通じて事業を営むことができる。個人事業主、パートナーシップ、有限責任パートナーシップ (Limited Liability Partnership : LLP、以下「LLP」という)、株式会社などの形態が考えられる。投資家が利用する主な事業体は、私会社 (Private Company) または公開会社 (Public Company) として法人化できる有限責任会社である。また、ケニアの会社法は、外国企業の支店をケニア国内に開設することを認めている。これらの支店は外国企業と同じ法人格を維持することになる。

近年ケニアは、「2015年会社法 (Companies Act, 2015)」 (以下「新会社法」という) を制定し、会社法制を抜本的に改めた。新会社法は、おおむね2006年英国会社法に基づいている。新会社法は、会社設立、株式資本、株主の権利、株式公開、会社の経営・管理、会計、取締役の義務、解散の効果、ケニアに事業拠点を置く外国会社の規制について定めている。

1-2. 事業体の種類による比較

1-2-1. ケニアで事業を営むために用いられる一般的な事業体の主な違いを下表にまとめた。

	支店 (外国会社)	有限責任パートナーシップ (LLP)	株式会社 (現地法人)
定義	ケニア国外で設立された会社	一部のパートナーまたはパートナー全員が有限責任を負うパートナーシップ	構成員の責任が、当該構成員の保有する株式の未払込金額 (存在する場合) に限定される会社
設立時の株主／パートナーの数	株主数は当該外国会社の設立国で定められた株主の数による。	少なくとも 2 人のパートナー	私会社の場合は株主 1 人以上、50 人以下 公開会社の場合は株主 2 人以上、上限の定めなし。
資本金	最低資本金要件はなし。	最低資本金要件はなし。	最低資本金要件はなし。 ただし、公開会社および特定分野の会社を除く。 公開会社の最低資本金要件は、授権資本金 675 万ケニア・シリング

			(以下、KE シリング)以上。
責任	当該事業体の設立国において有限責任を有するか否かによる。 外国会社は、支店の（不正）行為に責任を負う。	パートナーの責任は LLP への投資額に限定される。	株主の責任は発行済み株式の未払込金額に限定される。
取締役／マネージャーの数	取締役の数は、設立国による。 支店には、少なくとも 1 人の現地代表者を置かなければならない。	LLP には、18 歳以上のケニア居住者（自然人）である少なくとも 1 人のマネージャーを置かなければならない。	私会社は少なくとも 1 人の取締役を置かなければならない。 公開会社は少なくとも 2 人の取締役を置かなければならない。 会社法に基づき、いずれの会社も、自然人である 1 人の取締役を置かなければならない。単独法人（Corporate Sole）たる自然人により、またはその他特定の役職に在職することにより、取締役の職が占められるときは、本要件が遵守される。
規制	支店は、外国会社の定款および付属定款により統制される。 外国会社の定款／付属定款は、公開文書であり、（ケニアの）会社登記局に提出する必要がある。	LLP は、構成員間の正式契約（LLP 契約）により内部統制される。 LLP 契約は、構成員間の非公開文書であり、会社登記局に提出する必要はない。	定款および付属定款により統制される。 定款は、公開文書であり、会社登記局に提出する必要がある。
目的	支店は、外国会社の設立文書の定める事業活動のみを行うことができる。	LLP は「目的」条項を持たないため、能力外（Ultra Vires）の法理は適用されない。	新会社法に基づき、会社の目的は、会社の定款により明白に制限されていない限り、制限されない。

<p>株式／持ち分の譲渡</p>	<p>設立された国の法律による。</p>	<p>パートナーシップ契約によって定められる。</p>	<p>公開会社は株式の自由な譲渡が可能。公開会社の株式は、少なくとも額面価額の4分の1まで払い込まなければならない。</p> <p>私会社では株式の自由な譲渡は不可。株式譲渡手続きは会社の定款によって異なる。新会社法では、決議／会社の定款により先買権が適用されない場合を除き、法定先買権が与えられる。</p>
<p>税</p>	<p>37.5%の法人税が課される。</p>	<p>パートナー個人に30%の税が課されるが、事業体には課されない。</p>	<p>30%の法人税が課される。</p> <p>上場後の上場会社については、法人税が減免される。</p>
<p>財務諸表の公表</p>	<p>新会社法に基づき、外国会社は、少なくとも一暦年に一度、かつ15カ月を超えない間隔で、設立地の法令で要求される財務諸表の写しを、それが当該財務諸表の真正な写しであることを認証する法定宣言書とともに提出しなければならない。</p>	<p>財務諸表の公表要件はなし。</p> <p>ただし、会社登記局は、書面による通知により、パートナーシップまたはパートナーに対し、検査のためにその会計記録の提出を求めることができる（有限責任パートナーシップ法第30条第4項）。</p>	<p>私会社、公開会社ともに、会社登記局に各事業年度の財務諸表および報告書を提出する義務を負う。</p> <p>私会社は、財務諸表等を、会社の当該会計基準期間の終了日から9カ月以内に提出しなければならない。公開会社は、財務諸表等を、会社の当該会計基準期間の終了日から6カ月以内に提出しなければならない。</p>

1-2-2. 各事業体の利点および欠点は以下のとおりである。

支店

利点

- (a) 支店の登記手続きは、株式会社の設立手続きより簡易である。
- (b) 支店設立に要する費用は、株式会社設立に要する費用より安い。

欠点

- (c) 外国会社は、支店レベルで生じた責任から免責されない。
- (d) 新会社法では、外国会社は、少なくとも一暦年に一度、かつ 15 カ月を超えない間隔で、設立地の法令で要求される財務諸表の写しを、それが当該財務諸表の真正な写しであることを認証する法定宣言書とともに提出しなければならない。

LLP

利点

LLP 契約は、構成員間の非公開文書のため、会社登記局に提出する必要がない。

欠点

- (a) LLP は、株式資本を持たない。LLP 契約は、パートナー間の利益分配率を定めるが、各パートナーの利益を、議決権、配当請求権、解散時の残余財産分配請求権と結び付いた株式のような単位に区分しない。
- (b) LLP では、株式資本がないため、パートナーの利益の評価が困難になる。株式会社の場合、株式が算定単位として機能するが、LLP の場合は算定がより困難である。
- (c) 議決権、配当請求権、解散時の残余財産分配請求権は、LLP 契約において契約的に設けることができるが、柔軟性がなく、持ち分構造に変更があった場合には、LLP 契約を修正して、係る変更を契約に組み込む必要がある。
- (d) LLP における利益は、公開会社の株式のように自由に譲渡できない。LLP におけるパートナーの参入および脱退は、LLP 契約に従い決定される。さらに、LLP は、公開会社の株式のように証券取引所に上場できない。これにより、LLP のパートナーによる LLP における利益の「現金化」に困難が生じる可能性がある。
- (e) LLP の財産には、固定担保権 (Fixed Charge) のかたちで担保を設定できるが、現在のところ LLP は、登記可能な社債を発行することはできない。

株式会社 (現地法人)

利点

- (a) 構成員の責任が制限される。
- (b) 会社は、構成員から独立した法主体である。よって、自己の名で取引、借入れ、貸し付けえを行い、または訴訟の原告もしくは被告となる法的能力を有する。
- (c) 会社の目的に制限はないため、能力外の法理は適用されない。
- (d) 私会社は、払込済資本金額が 500 万 KE シリングを下回る場合、有資格秘書役を選任する必要がない。

欠点

- (e) 通常、会社設立時に、設立時株主が負担しなければならない相当額の開業費用が発生する。係る費用には、設立文書の作成のために弁護士に支払われる弁護士費用ならびに、登記料および印紙税等の政府に支払われる手数料が含まれる。
- (f) 新会社法は、会社の継続的義務について規定している。継続的義務には、年次報告書、財務諸表の提出が含まれるが、これらに限定されない。
- (g) 会社は、社員名簿、取締役名簿、取締役の役務提供契約に関する記録、取締役の免責に関する記録、秘書役名簿、会社が可決した決議の記録、社債保有者名簿等の所定の記録を保持することが求められる。

1-3. 設立登記手続き

設立登記は、政府のオンラインプラットフォーム：eCitizen (<https://www.ecitizen.go.ke/ecitizen-services.html>) (以下、オンラインプラットフォーム) を通じて行われる。ケニアで事業を開始するために必要な登記を完了するには平均 1~2 カ月かかる。

1-3-1. ケニアで会社を設立するために必要とされる情報は下記のとおりである。

- (a) 提案する会社名：会社名は、会社登記局により承認されなければならない。そこで、提案された社名が登記できるか否かを確認するために、オンラインプラットフォームで社名の検索が行われる。社名には、記号やシンボルを含めることもできる。
- (b) 会社の株式保有情報（名目資本金、株式数、KE シリングによる株式価額）：例えば、株式資本は 10 万 KE シリングであり、一株 100KE シリングの株式 1,000 株に分割されるといったかたちで記載される。公開会社および特定分野の会社を除いて最低資本要件は存在せず、授権株式資本は自由に定めることができる。会社は、定款により許可されている場合、株式資本を増減することができる。
- (c) 株主の詳細（株主の氏名、住所、生年月日、国籍および職業など）：新会社法は、私会社について、株主 1 人での設立を認めている。
- (d) 取締役の詳細（取締役の氏名、郵送先住所、居住住所、書類送達用提案住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日および国籍など）：取締役のパスポートサイズの写真と国民 ID カード（ケニア人の場合）またはパスポートのコピーを提出しなければならない。私会社は、少なくとも 1 人の取締役を置く必要がある。上述したように、新会社法は、少なくとも 1 人の取締役が自然人でなければならないと規定している。
- (e) 会社秘書役の詳細（任意）：払込済資本金が 500 万 KE シリング（500 万 KE シリング）を下回る私会社は、有資格秘書役を選任する必要はない。
- (f) 署名権者の詳細（任意）：会社は、取締役と会社秘書役に加えて、会社の署名権者を選任することができる。
- (g) 会社の登記事業所の詳細：郵送先住所および物理的住所（敷地番号、建物名、番地）

設立時取締役、秘書役もしくは共同秘書役または署名権者として選任された者は、係る職務への選任に同意する必要がある。

1-3-2. 会社設立の手続きは、以下の手順に従い、オンラインプラットフォームを介して行われる。

- (a) 社名の予約および承認。オンラインプラットフォームにおいて社名が使用可能か調査し、社名の予約を行うため、少なくとも社名の候補を三つ挙げる必要がある。社名の使用が可能である場合、三つの候補の中から最も望ましいものを選択し、会社名として登録することができる。
- (b) 会社の詳細の提出。これは、オンラインフォームに入力するかたちで行われる。フォーム内の会社に関するすべての項目に回答しなければならない。回答項目には、会社の事業目的、定款（規則で定められたモデル定款を採用しない場合）、取締役の詳細、株式保有の詳細、責任の詳細および会社秘書役の詳細（払込株式が 500 万 KE シリング未満の私会社の場合には選択回答）などの情報が含まれる。回答後に、必要なフォームが自動作成される。
- (c) 入力したすべての情報が正確であるかの確認。

- (d) 設立登記料の納付。納付時に、ダウンロード可能かつ印刷可能な署名用フォームが提供される。適切にフォームに署名した後、当該フォームをオンラインプラットフォームにアップロードする。その後、会社登記局が、提出書類を精査し、申請を承認または却下する。
- (e) 会社登記局からの設立証明書受領。

新会社法の下では、会社の基本定款（Memorandum of Association）には、会社の目的を記載する必要はない。旧会社法では、会社は、基本定款に明記された目的のみを実行することが許可され、それ以外の目的の実行は、能力外となると定められていた。新会社法では、会社の目的は、会社の定款において明確に制限されていない限り、制限されないと定められている。

下の表は、私会社を設立する際の手順と所要期間の見込み、公的費用の見込みをまとめたものである。

手順		所要期間の見込み (営業日数)	公的費用（専門家報酬、付随費用、付加価値税（VAT）を除く）
1	社名の検索および予約。	6日	社名1件の予約につき約150KE シリング（約2米ドル）
2	オンラインプラットフォームにおける入力フォームの全項目に回答することによる会社の詳細の提出。自動作成された設立文書への署名。	3～5日	公的費用は不要。
3	会社登記局に設立文書を提出し、設立証明書を取得。	15～30日	1万843KE シリング（登録料1万650KE シリングとMPESA送金手数料193KE シリング、約108米ドル）

1-4. 定款の記載事項

定款（Articles of Association）は会社の組織規程文書の一つで、会社内部のガバナンスや経営について規定する。よって、定款には、株式の発行および譲渡、取締役会および株主総会の活動、取締役の権限および義務、配当金の支払い、借入能力等に関する内容が含まれる。新会社法の定めによれば、定款は英語で作成し、印字の上、段落に分けて連番を振り、日付を入れなければならない。また、基本定款（Memorandum of Association）の各署名人が、少なくとも1人の証人の前で定款に署名しなければならない。証人は署名人の署名ならびに職業および住所が正しいことを証明しなければならない。

株式会社は、2015年会社（一般）規則の付則4に記載されるモデル定款を採用することを選択できる。通常定款は会社登記局に提出され、その後は公文書となる。

1-5. 会社登記情報に関する証明書および社印登録証明書

会社登記局において会社の登記が問題なく完了した時点で設立証明書が発行される。設立証明書は、登記に関する会社法のすべての要件が遵守されていること、および当該会社が会社法の下で正式に登記されたことを証する確定的な証拠である。

会社が公印を保有するか否かは自由であるが、会社が公印を保有する場合、判読可能な文字で社名を確実に刻印しなければならない。

1-6. 登記後に必要とされる通知

手順		所要期間の見込み (営業日数)	公的費用（専門家報酬、付随費用、付加価値税（VAT）を除く）
1	オンラインで税務局（Tax Department）に PIN および VAT を登録する（下記注参照）。	1 日	手数料不要。
2	各郡の役所へのビジネスライセンス（ビジネスパーミット）取得申請。	10～20 日	許可手数料はいくつかの要件（業種、敷地の規模、従業員数など）によって異なる。
3	国民社会保障基金（NSSF: National Social Security Fund）に登録する。	1 日	手数料不要。
4	国家医療保険基金（NHIF : National Hospital Insurance Fund）に登録する。	1 日	手数料不要。
5	源泉課税（PAYE）の登録を行う。	1 日	手数料不要。

注：

実務上、新たに設立された会社は、会社の納税者登録を行う前に、取締役のうち1人を納税者登録しなければならない（納税者番号（Personal Identification Number: PIN）を取得させなければならない）。外国人取締役は、PIN取得に先立って就労許可を取得しなければならない場合があるので注意が必要である。これにより、会社のPIN取得までの所要時間が長くなる可能性がある。代替手段として、ケニア投資庁（Kenya Investment Authority）に登録申請することができる。これにより、外国人取締役と会社のPIN取得手続きを迅速に進めることができる。

1-7. 支店の閉鎖

- 1-7-1. 支店を閉鎖する場合、外国会社はまず取締役会を開いて、登記抹消の届出の承認決議を行う。
- 1-7-2. 外国会社は、ケニアの事業所を閉鎖する場合、閉鎖後 21 日以内に閉鎖に係る所定事項を記載した届出を会社登録局に提出する必要がある。この届出書は現地代表者か、それ以外の外国会社により正式に権限を与えられたケニア在住者が提出してもよい。
- 1-7-3. 外国会社が必要とされる届出を提出しない場合、会社およびその義務を懈怠した役員は、違反行為を行ったことになり、有罪が確定すると、50 万 KE シリング（約 5,000 米ドル）以下の罰金を科される。

さらに、外国会社またはその役員が義務違反により有罪となった後に、会社登録局への必要な届出の提出を引き続き怠った場合には、違反行為が継続する日まで、さらに違反行為を行うこととなり、有罪が確定すると、それぞれの違反行為につき 5 万 KE シリング（約 500 米ドル）以下の罰金が科される。
- 1-7-4. 届出を受理した後、会社登録局は、外国会社の登録を抹消すべきでない理由がある者は、それを示すよう求める通知を官報に掲載する。通知は 3 カ月間有効とされ、3 カ月経過しても登記抹消に反対する書面が誰からも会社登録局に提出されないときは、会社登録局は、外国会社登記簿から当該会社の名称を抹消するものとし、当該会社は、登記抹消されるものとする。
- 1-7-5. 明確な期間を示すことは困難であるが、この手続きの完了に要する期間は、1～6 カ月の間である。
- 1-7-6. 外国会社が事業所のある場所で連続して 6 カ月間事業を行わなかった場合、事業所を閉鎖したものとみなされ、会社登録局は登記を抹消することができる。「閉鎖したとみなされた」外国会社であっても正式な登録抹消手続きを行うことが求められ、また外国会社および現地代表者の双方は引き続き支店閉鎖の届出義務を負う。

1-8. 子会社の閉鎖

- 1-8-1. 子会社は、親会社である外国会社とは独立した法人格を有するため、その閉鎖の手続きは、支店の閉鎖と似ている点はあるものの、異なるものとなっている。
- 1-8-2. 子会社は、閉鎖の前に、未履行または継続中の契約、債務、被用者または未払いの租税債務がないようにしなければならない。
- 1-8-3. 子会社は、閉鎖の申し立てに先立つ 3 カ月間に以下の行為を行ってはならない。

- (a) 社名の変更
- (b) 事業の実施
- (c) 事業の通常の実施過程において、処分により利益を得る目的で保有していた財産の事業停止直前での処分
- (d) 以下に該当するものを除く、その他の活動への従事
 - (i) 新会社法第 898 条に基づく申し立て、または当該申し立てをするか否かの判断のために必要であるか、または適切である活動
 - (ii) 会社に関する事項を終了させるために必要であるか、または適切である活動
 - (iii) 法令遵守のために必要であるか、または適切である活動
 - (iv) 財務長官が、官報に公告した命令により指定する活動

1-8-4. 子会社も取締役会を開いて、会社の登記抹消の届出を決議により承認しなければならない。

1-8-5. 承認後の子会社の解散手続きは以下のとおりとなる。

(a) 解散手続き

2015 年倒産法（以下「倒産法」という）では、「winding up」も「liquidation」（解散）に該当すると定めている。

解算

- (i) 任意解散または裁判所が開始する解散。任意解散はさらに以下の二つのカテゴリーに分類される。
 - (A) 構成員による任意解散。この場合、取締役による法定の支払能力宣言が行われていなければならない。
 - (B) 債権者による任意解散。この場合、取締役による上記宣言は不要。
- (ii) 倒産法の規定によれば、子会社が任意の解散を申し立てることができるのは、以下の場合である。
 - (A) 定款に定められている存続期間が満了した場合、または、定款に定められている会社の解散事由が発生した場合において、会社が株主総会において、会社を任意解散することを決議で可決したとき、または
 - (B) 会社が特別決議により、任意解散することを決定したとき。新会社法では、議決権を有する株主の総議決権の 75%以上の過半数をもって決議が可決されなければならない。
- (iii) 倒産法では、まずは会社の財産に関して適格浮動担保を有する者に対して通知を行わなければならない。

(b) 決議の可決

- (i) 会社の任意解散決議を提案する通知が出された場合、当該通知の日を含め 7 日が経過するか、または通知の受取人が書面により決議の可決を承諾しなければ、決議を可決することができない。
- (ii) 会社の任意解散は、その旨の決議が可決されたときに開始する。任意解散の開始後は、清算のために必要な場合を除き、会社は事業を停止しなければならない。もっとも、会社の定款に別段の規定があるか否かにかかわらず、会社の法人格および権限は、会社が解散するまで有効となる。
- (iii) 会社株式の譲渡（清算人に対する譲渡または清算人の承認を得ての譲渡以外）および会社の構成員の地位の変更または変更の試みは無効である。

(c) 解散の通知の公表

- (i) 倒産法では、会社は、会社の任意解散決議の可決から 14 日以内に、当該決議を明記した通知を官報において一度、また会社が主要事業所を有するケニアの地域で頒布されている少なくとも二紙の新聞と会社のウェブサイト（ある場合）で一度公表しなければならない。この規定に従わない場合には、罰金が科される。

(d) 取締役による法定の支払能力宣言（以下「法定の宣言」）

- (i) 会社の任意解散が提案されている場合、取締役は会社に係る事項について全面的な調査を行い、清算開始から 12 カ月以内に債務全額を支払う能力を有するとの意見を形成するに至った旨の法定の宣言を行うことができる。
- (ii) 法定の宣言は、決議可決日の 5 週間前までにまたは決議を行う日（ただし、決議可決前）に行われる必要があり、また会社の最新の貸借対照表を伴わなければならない。
- (iii) 法定の宣言は、決議の日から 14 日以内に会社登記局に提出されなければならない。

(e) 清算人の選任

- (i) 構成員による任意解散の場合、会社は、株主総会において会社に係る事項の清算と財産分配のために清算人一人以上を選任する。この選任により、株主総会でまたは清算人の承認を得てその継続が決定されない限りは、会社に関する取締役の権限はすべて失効する。
- (ii) 倒産法では、清算人の死亡、辞職等により清算人がいなくなった場合には、会社は、株主総会において別の有資格倒産処理士（**insolvency practitioner**）を選任することができる。上記株主総会は、出資義務者（**contributory**）、または、清算人が 2 人以上のときは継続清算人（**continuing liquidator**）のいずれかが招集することができる。
- (iii) なお、会社の清算のための清算人として選任することができるのは、倒産法により認められた倒産処理士のみである。
- (iv) 会社の清算に 12 カ月以上の期間を要する場合は、清算人は下記の期間内に会社の株主総会を開催する。
- (A) 12 カ月の期間の終了日から 3 カ月以内
- (B) 次の 12 カ月の期間が終了するごとに、その期間の終了日から 3 カ月以内
- (v) 清算人は、過去 1 年間の清算人の活動、取引、清算の実施に関する報告を株主総会に提出しなければならない。この義務を怠った清算人は、違反行為を行ったことになり、有罪が確定すると、50 万 KE シリング以下の罰金を科される。

(f) 構成員による任意解散における解散前の最終株主総会

- (i) 倒産法では、会社に係る事項の清算完了後に、清算人は清算の実施方法と財産の処分方法を示した清算報告書を可及的速やかに作成し、株主総会に報告書を提出して、その説明を行う目的で株主総会を招集すると定められている。
- (ii) 清算人は、開催の 30 日以上前に、官報、会社が主要事業所を有するケニアの地域で頒布されている少なくとも 2 紙の新聞と会社のウェブサイト（ある場合）において通知を掲載することにより株主総会を開催しなければならない。通知には、株主総会の開催日時、場所、目的を明記しなければならない。

(g) 会社登記局への最終株主総会開催の届出

- (i) 清算人は、最終株主総会の開催日から 7 日以内に、報告書の写しと株主総会の詳細を記した報告書を登記局に提出しなければならない。これらの書類の提出

を怠ることは、違反行為に該当し、有罪が確定したときは、清算人は、50万 KE シリング以下の罰金を科される。

- 1-8-6. 以上を完了すると、会社は、登記簿からの社名の抹消を会社登記局に求める申請を行うことができる。申請は複数名の取締役が会社を代表して行うか、または過半数の取締役が連名で行わなければならない。
- 1-8-7. 会社登記局は、申請の受領後、会社の登記抹消をすべきでない理由がある者はその旨を示すよう求める通知をケニア官報に公告する。この公告は3カ月間有効となる。
- 1-8-8. 3カ月の期間内に、登記抹消に反対する書面を会社登記局に提出した者がいない場合、会社登記局は、社名を登記簿から抹消した上、会社登記が抹消され会社が解散された旨の通知をケニア官報に公告する。
- 1-8-9. 経験上、会社の閉鎖手続が完了するまでに、6～12カ月間かかる。

1-9. 税務上の支店／子会社の登録抹消

- 1-9-1. 支店または子会社がケニアで税務上登録されている場合、閉鎖の最終的な手続として、税務上の登録抹消が行われる。事業の終了は、会社の納税義務の終了であるので、この手続は会社の解散後に開始する。
- 1-9-2. 納税義務の登録抹消は、根拠法の規定に基づいて行われる。例えば、法人税登録であれば所得税法 (ITA)、付加価値税 (VAT) であれば付加価値税法 (VATA) である。税法で登録抹消手続が定められていない場合には、2015年租税手続法 (TPA) の規定が適用される。

例えば、TPA では、登記抹消の申請は、所定の様式で、税法により登記を義務付けられている日から30日以内に行うものとされている。
- 1-9-3. 登記抹消の申請は、税務長官（以下、「長官」）が6カ月以内に申請に応答しなかったときは、受理されたものとみなされる。税務長官は、納税者に登記抹消の通知を出し、この登記抹消は通知の日から効力を有することとなる。

第2部: ビザ(査証) および在留資格

2-1. ケニアへの入国手続き

ケニアで出入国に関する事柄に適用される法律は、「ケニア市民権および出入国管理法 (Kenya Citizenship and Immigration Act, ケニア法Chapter 172)」(以下「**出入国管理法**」という)、および出入国管理法のもとで公布された「2012年ケニア市民権および出入国管理規則 (Kenya Citizenship and Immigration Regulations, 2012)」(以下「**出入国管理規則**」という)に定められている。

ケニアに入国しようとする外国人は、有効期間が6か月以上のパスポートまたはケニア政府が認めるその他の渡航文書(船員手帳 (Seaman's Discharge Book) など)を所持していなければならない。出入国管理規則に基づきビザ要件を免除される特定国の外国人を除き、ケニアへの入国を希望するすべての外国人は入国ビザを取得しなければならない。ビザは、空港を含むすべての通関手続地の入国検査所およびケニア共和国の在外公館で発行される。

2-2. ビザと在留資格の関係

2-2-1. ビザ

ビザはケニアへの入国許可書である。「2012年ケニア市民権および出入国管理規則」に基づき、以下の種類のビザが発給される。

- (a) ケニア入国にビザが必要な国籍を持つ者の1回または複数回の入国には「一般ビザ」が発給される。
- (b) 「通過ビザ」は3日間有効である。このビザは、ケニアを経由して別の国に移動しようとする者に対して発給される。
- (c) ケニア入国にビザが必要な国籍を持つ者で、観光ならびにルワンダ共和国およびウガンダ共和国に移動するための経路を目的として1回のみ入国する者に対しては「東アフリカ1回観光ビザ」が発給される。このビザは90日間有効である。
- (d) 「外交ビザ」は、外交パスポートの所持者で公務に就く者が1回または複数回入国する場合に発給される。
- (e) 「表敬ビザ/公用ビザ (Courtesy/Official Visa)」は、公用パスポート (Official Passport) または公務パスポート (Service Passport) の所持者で公務に就く者、または一般パスポート所持者で外交ビザを受ける資格がない者に対して発給される。ただし、入国管理局長 (Director of Immigration) が国際儀礼上望ましいと判断した場合に限る。

2-2-2. 在留資格

外国人とその子および配偶者で以下の基準を満たす者は、所定の方法で申請することにより、ケニアで永住資格の付与を受けることができる。

- (a) 出生時はケニア市民だったが、その後市民権を放棄したか、またはその他の理由で市民権を失い、住所を取得した国の法律により二重国籍を禁じられている者

- (b) 7年以上の就労許可を取得し、申請の直前3年間にわたり継続してケニアの居住者であった者
- (c) ケニア国外で生まれたケニア市民の子または法律に基づく扶養家族で、居住国の市民権を取得した者
- (d) 登録されている市民の子で、両親が市民権を取得する前に出生した者
- (e) ケニア市民の配偶者で3年間以上婚姻関係にある者
- (f) ケニア市民の寡婦または寡夫

永住者は以下の権利を有する。

- (a) 出入国管理法の規定に従い、ケニアに入国し滞在する権利
- (b) ケニアで就職する権利
- (c) 教育機関で学ぶ権利
- (d) ケニアで合法的に自己の資産を保有する権利
- (e) ケニアのあらゆる場所へ移動し、居住する権利
- (f) ケニアにおいて社会福祉サービスおよび社会福祉施設を利用する権利
- (g) 永住者は所定の滞在者の義務を遵守すること。
- (h) 永住者には出入国管理規則のもとで定められた永住者証明書が交付される。
- (i) 永住者は、出入国管理規則のもとで課されるその他の条件を遵守すること。

永住者の資格を失うのは、以下の場合に限る。

- (a) ケニア市民権を取得したとき
- (b) 出入国管理法のもとで定められた義務および条件を遵守しなかったとき
- (c) 退去命令の対象となっている者に関し、その命令が効力を生じたとき
- (d) 入国管理局長に対し、書面で資格を放棄する旨を任意で通知したとき
- (e) 婚姻による永住者資格の取得者に関し、婚姻が善意 (*bona fide*) で行われていないと判断されたとき
- (f) 関連する出入国管理法の規定に違反した者
- (g) 永住者資格を詐欺、虚偽の表明または重要な事実の隠匿により取得した者
- (h) ケニアの関与する戦争において、敵方と違法な取引または交信を行った者、またはその戦争において敵方を援助するような方法で故意に行われた事業に関与、または関係した者
- (i) 永住者資格の取得から5年以内に、違反行為により有罪となり、3年以上の禁固刑に処された者
- (j) 出生時に市民であった者を除き、ケニア国外に継続して2年居住している者

2-3. 「在留資格認定証明書：Certificate of Eligibility」取得からビザ取得までの手続き

ビザ申請は、ケニア共和国の在外公館、出入国管理事務所またはケニアの入国検査所で行うことができる。

ケニアビザの申請には、ケニア政府が認める有効なパスポート（または船員手帳などの渡航文書）を添える必要がある。パスポートの有効期間は6カ月以上でなければならない。また、証印に使用できる未使用のビザページがなければならない。

ビザは標準定型書式（フォーム22）で申請する。この書式は、「Directorate of Immigration and Registration of Persons」のウェブサイト（<http://www.immigration.go.ke/Resources.html>）でダウンロードできる。

2-4. パーミットの種類

出入国管理法によれば、外国人労働者のワークパーミット（就労許可）を申請・取得することは雇
用者の義務である。出入国管理規則は、各種のビザ、パーミット、パスについて規定している。通常、
入国許可は証明書のかたちで発行され、申請者のパスポートに証印が押される。

パーミットの区分は出入国管理規則の付則 7 に定められ、以下のとおり、A 類から M 類までがある。

A : 探査・採鉱	ケニアにおいて単独で、または共同で鉱物の探査または採鉱に従事しようとする者であって、以下の条件をすべて満たす者 (a) 目的を果たすために必要とされる探査または採鉱の権利または免許を取得済みである。 (b) 目的を果たすために、自己の名義で自由に使用できる十分な資金およびその他の資産を所有している。 (c) その者が探査または採鉱に従事することがケニアの利益になる。
B : 農業・畜産	ケニアにおいて単独で、または共同で農業または畜産に従事しようとする者であって、以下の条件をすべて満たす者 (a) 目的を果たせるだけの十分な面積および適合性を有する土地の権利を取得するために必要とされるすべての許可を取得している。 (b) 目的を果たすために、自己の名義で自由に使用できる十分な資金およびその他の資産を所有している。 (c) その者がその事業に従事することがケニアの利益になる。
C : 特定専門職	特定専門職の構成員で、ケニアにおいて単独で、または共同で当該職業の開業を予定し、以下の条件をすべて満たす者 (a) 所定の資格を取得している。 (b) 目的を果たすために、自己の名義で自由に使用できる十分な資金およびその他の資産を所有している。 (c) 自国において所属する専門職団体、職能団体または職能機関に登録している。 (d) その者がその職業を開業することがケニアの利益になる。
D : 雇用	特定の雇用者、ケニア政府、または政府の管理下にあるその他の者もしくは機関、または国連機関もしくはその他の承認された機関の下で認められた技術援助計画により特定の雇用を提供された者（第 34 条（3）に基づく適用除外者でない）であって、ケニアでは取得できない技能または資格を有し、その者が係る職業に従事することがケニアの利益になる者
F : 特定の製造業	ケニアにおいて単独で、または共同で特定の製造業に従事しようとする者であって、以下の条件をすべて満たす者 (a) 目的を果たすために必要とされる免許、登録またはその他の権限もしくは許可を取得済みである。 (b) 目的を果たすために、自己の名義で自由に使用できる十分な資金およびその他の資産を所有している。 (c) その者がその製造に従事することがケニアの利益になる。

G : 特定の通商、取引またはコンサルタント業	ケニアにおいて単独で、または共同で特定の通商、取引、コンサルタント業または職業（特定専門職を除く）に従事しようとする者であって、以下の条件をすべて満たす者 (a) 目的を果たすために必要とされる免許、登録またはその他の権限もしくは許可を取得済みである。 (b) 目的を果たすために、自己の名義で自由に使用できる十分な資金およびその他の資産を所有している。 (c) その者がその通商、取引、コンサルタント業または職業に従事することがケニアの利益になる。
I : 認可された宗教・慈善活動	以下に該当する者 1. 「結社法 (Society's Act)」に基づいて登録された団体の構成員であって布教活動に携わる者 2. 保証有限責任会社の構成員 3. 「受託者法 (Trustees Act)」に基づき登録され、ケニア政府の認可を受けた信託の構成員でであって、その者のケニア在留がケニアの利益になる者
K : 通常の居住者	以下の条件をすべて満たす者 (a) 年齢が 35 歳以上である。 (b) 自己の名義で自由に使用できる所定の金額以上の確実な年間所得（現在は 2 万 4,000 米ドル）があり、係る所得を、本表に記載する各々の説明において言及されている就業、職業、通商、取引または専門職以外の所得源から得ており、かつ、その所得が以下のいずれかに該当する。 (i) ケニア国外を源泉とし、ケニアに送金されている所得、または、 (ii) ケニア国内の財源から支払われる年金または年金保険から得た所得 (c) 有給・無給を問わず就業しないこと、または、該当する類のパーミットなしに、いかなる稼得活動にも従事しないことを誓約する。 (d) その者のケニア在留がケニアの利益になる。
M : 難民	ケニアの難民法に基づき、ケニアにおいて難民の地位を認められた者、および、係る難民の配偶者で、就労しようとし、または特定の職業、通商、取引もしくは専門職に従事しようとする者

2-5. 特別パス (Special Pass)

出入国規則に基づき、以下の状況下では特別パスが発給される場合がある。

- (a) パーミット却下の決定の再審査を申請するために限られた期間のみ滞在する。
- (b) パーミットまたはパスを申請する。

- (c) 取引、通商もしくは専門職に一時的に従事する。または、
- (d) 入国管理事務所が適切とみなすその他の目的で滞在する。

特別パスは、入国管理審査官の裁量で発行される。特別パスの申請は、付則1のフォーム32を用いて行う。6カ月を超える特別パスの発行は認められない。フォーム32は、「Directorate of Immigration and Registration of Persons」のウェブサイト (<http://www.immigration.go.ke/Resources.html>) でダウンロードできる。

2-6. 短期訪問者の互恵的ビザ免除

出入国管理規則の付則5には、ケニア入国時にビザを必要としない者のリストが掲載されている。

その国民のケニア入国時にビザを必要としない国
<p>バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ、ブルンジ、キプロス、ドミニカ共和国、フィジー、ガイアナ、ガーナ、グレナダ、ジャマイカ、キリバス、レソト、マラウイ、マレーシア（30日未満の滞在）、モルディブ、モーリシャス、ナミビア、ナウル、パプアニューギニア、ルワンダ、サモア、シエラレオネ、シンガポール、ソロモン諸島、南アフリカ共和国（30日未満の滞在）、セントキッツ・ネイビス連邦、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スワジランド、セイシェル、タンザニア、バハマ、ガンビア、トンガ、トリニダードトバゴ、ツバル、ウガンダ、バヌアツ、ザンビア、ジンバブエ</p>
ケニア入国時にビザを必要としない者
<ul style="list-style-type: none"> i. 本人のパスポートに有効なケニア再入国パスの証印が押されている、または再入国パスに代わる当局者の記入があるすべての者 ii. 同じ船舶で到着し、・出港するすべての乗客であって、下船しないすべての者 iii. 同じ航空機で到着し、ケニアを通過して出発する乗客、または別の航空機に乗り換える乗客であって、ケニア国内の国際空港の国際線乗り換えラウンジから出ない者 iv. 国際連合機関の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、国連の公務中である者 v. アフリカ連合の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、アフリカ連合の公務中である者 vi. アフリカ開発銀行の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、アフリカ開発銀行の公務中である者 vii. アフリカ経済開発アラブ銀行（ABEDA）の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、ABEDAの公務中である者 viii. 中部南部アフリカ国際赤バッタ防除組織（IRLCO）の通行証（レッセパッセ）の所持者であって、IRLCOの公務中である者 ix. 砂漠バッタ防除組織（DLCO）の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、DLCOの公務中である者 x. 東・南アフリカ市場共同体（COMESA）の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、COMESAの公務中である者 xi. 国際通貨基金（IMF）および世界銀行の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、MF/世界銀行の公務中である者 xii. 政府間開発機構（IGAD）の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、IGADの公務中である者

- xiii. アフリカ航空会社協会（IATA）の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、公務中である者
- xiv. 環境リエゾンセンター・インターナショナル（ELCI: Environment Liaison Centre International）の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、ELCIの公務中である者
- xv. アフリカ放送連合（URTNA: Union of Radio, Television Network of Africa）の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、URTNAの公務中である者
- xvi. 国際労働機関（ILO）の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、ILOの公務中である者
- xvii. 特惠貿易地域（PTA）／東・南アフリカ市場共同体（COMESA）銀行の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、PTA／COMESAの公務中である者
- xviii. 欧州連合の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって欧州連合の公務中である者
- xix. 国際ポテトセンター（CIP : International Potato Centre）の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、CIPの公務中である者
- xx. アフリカ再保険会社（ARC: African Reinsurance Corporation）の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、ARCの公務中である者
- xxi. アフリカ住宅基金（AHF: African Housing Fund）の通行許可証（レッセパッセ）の所持者であって、AHFの公務中である者
- xxii. イラン・イスラム共和国の外交パスポートおよび公用パスポートの所持者（滞在は30日まで）
- xxiii. トルコ共和国の外交パスポート、公用パスポート、特別パスポートおよび公務パスポートの所持者、ならびにその家族のうち、ならびに有効な外交パスポート、公用パスポート、特別パスポートおよび公務パスポートの所持者がトランジット中または90日を超えず滞在する場合
- xxiv. ブラジル連邦共和国の外交パスポート、公用パスポートの所持者が90日を超えず滞在する場合
- xxv. 英国軍の軍役中の構成員（ビザ申請手続きを免除される）
- xxvi. ケニアを通過中またはケニアにおいて停泊中の船舶および航空機の名簿登載乗員が、航空機の乗員については7日、船舶の乗員については14日を超えず滞在する場合
- xxvii. ケニアに燃料補給のために停泊している私有航空機の所有者であって、空港構内から出ない者

ケニアとビザ廃止協定を結んでいる国

エリトリア、エチオピア、サンマリノ

2-7. 在留カード

ケニアで3カ月以上の滞在を希望する外国人は、外国人証明書を申請しなければならない。外国人証明書の申請はフォームA1を使って行う。このフォームは、「Directorate of Immigration and Registration of Persons」のウェブサイト

(<http://www.immigration.go.ke/Resources.html>) でダウンロードできる。

2-8. 再入国許可

ケニアから一時的に出国し、その後ケニアに再び入国することを希望する外国人は、数次入国ビザを申請する必要がある。ただし、当該外国人が就労許可を取得している場合、この規則は適用されない。有効な就労許可の所持者は、就労許可の有効期間内であれば、複数回にわたりケニアに出入国することができる。

さらに、出入国管理規則は、ケニアからの一時的な出国を予定しながら出発前に再入国の再申請を行わなかった被扶養者パスの所持者が、所定のフォームで再入国パスを申請することを認めている。このフォームは「Directorate of Immigration and Registration of Persons」のウェブサイト (<http://www.immigration.go.ke/Resources.html>) でダウンロードできる。

2-9. 就労外国人に同行する家族

ケニアで就労許可を持つ者に同行することを希望する家族は、被扶養者パスを申請する必要がある。入国審査官が以下の条件を満たすと認めた場合には被扶養者パスが付与される。

- (a) 本人に代わって申請が行われた場合、本人が生活費を申請者に依存している。
- (b) 被扶養者が申請者の配偶者もしくは子である。または、年齢、障害もしくは無能力により十分に自活できない、またはその他の理由で生活費を申請者に依存している。
- (c) 被扶養者の生活を維持し、被扶養者が国内に在留する間、被扶養者の生活を継続して維持できるだけの十分な所得が申請者にある。

被扶養者パスの所持者が有給の仕事に就くことは認められない。被扶養者がケニア国内での就労を希望する場合、当該被扶養者は就労許可を取得しなければならない。

2-10. 在留期間の延長および在留資格の変更

パーミットまたはビザの有効期間が間もなく終了する外国人で、引き続きケニアへの滞在を希望する者は、有効期限の3カ月前までに更新申請を行うことが望ましい。

D類就労許可の更新は、入国審査官の裁量により決定される。初回申請が代替要員の補充を目的とする場合、雇用者は当該職務をケニア人に引き継がせることを義務付けられる場合がある。

2-11. 高度人材外国人のポイント制出入国管理優遇制度

ケニアは、高度人材外国人を対象とするポイント制出入国管理優遇制度を設けていない。

第3部: 税制

3-1. ケニアへの投資のためのケニア法人税制度概要

居住者およびケニアに恒久的施設（外国法人の支店など）を持つ非居住者の法人は、ケニアにおいて発生した、またはケニアで得たすべての所得について課税される。会社がケニアの法律に基づいて設立された場合、会社の経営および業務管理がケニアにおいて行われる場合、または、財務長官が、官報において公告した上で、特定の所得年度についてある会社を税法上居住者とする宣言した場合、その会社は税法上居住者である。

居住者企業（子会社）の法人税率は、30%である。ケニアに恒久的施設を持つ非居住者企業の法人税率は、37.5%である。なお、非居住者株主がいる子会社には、配当への源泉徴収税10%も課される。このため、特に非居住者株主に毎年、利益の分配が行われる場合には、子会社と支店とで税法上の差は大きくない。ナイロビ証券取引所（NSE）の新規上場企業には、上場後3～5年にわたって軽減税率が適用される。軽減税率は、当該企業がNSEに上場した資本の比率に応じて、20～27%の税率で、3～5年にわたり適用される。

住宅開発長官（Cabinet Secretary for Housing）の承認を受けることを前提として、年間400軒以上の建設に携わる不動産開発業者の法人所得税は、特別軽減税率15%となる。

法人の税法違反について、当該法人の上級役員が個人責任を負う場合があるので注意が必要である。「2013年財政法（Finance Act, 2013）」は、「裁判所は、所得税コミッショナー（Commissioner of Income Tax）が課税した税の全額または滞納分を、ほかの罰金に加えて、またはほかの罰金に代えてコミッショナーに納付するよう命ずることができる」と定めている。

採掘産業に従事する企業への課税に関しては、源泉徴収税（WHT）は、探鉱・生産鉱区の権益や採掘産業におけるその他の権益に係るファームアウト（Farm-out）取引および株式売買取引には適用されない。ファームアウト取引は、純利益を譲渡人の課税所得の一部に含めることにより課税される。特定の状況下では、ファームアウト取引に法人税率が適用される場合がある。

ケニアは2018年所得税法案（以下、「ITB」）の制定により所得税制の見直しを図っている最中である。この法が成立すれば、ITAは廃止されることとなる。2018年半ばに財務省（National Treasury）は、意見公募のためITBを発表した。ITBでは、コンプライアンスの簡素化、税基盤の拡大、ケニア税法の国際的なベストプラクティスへの適合を目指している。現在、ITBは立法過程のうち公共参加（public participation）の段階にあり、その後、国民議会に提出され、審議された上で、制定される。2019年または2020年中の制定が見込まれる。

ITBでは、課税所得が5億KEシリングを超える居住者企業に対する法人税率を、5億KEシリングを超過する部分について35%に引き上げることが提案されている。ケニアに恒久的施設を持つ非居住者企業（外国会社の支店）の法人税率は37.5%から30%へと7.5%引き下げられる。一方、ITBでは、ケニアの恒久的施設を通じてケニアで事業を行う非居住者の名目上の本国還流所得に税率10%を課税することが提案されている。本国還流所得は、所定の公式により、純資産の係数をもとに算定されるので、支店が営業している年のすべてに影響するものではない。

3-2. 国内源泉所得

以下にケニアで国内源泉所得とされる所得の例を挙げる。

- (a) ケニアで得た事業所得
- (b) ケニアで得た給与所得
- (c) 管理手数料および専門家報酬
- (d) ロイヤルティー
- (e) 貸付利子
- (f) ケニア居住者企業からの配当金
- (g) 資産の売却または譲渡による所得

3-3. 法人所得税（法人税、法人住民税、事業税）の概要

上記3.1項を参照

3-4. 源泉所得税の概要

ケニアの居住者に支払われる配当金、または上場株式に関して東アフリカ共同体（EAC）の市民に対して支払われる配当金には、5%の源泉徴収税が課税される。EAC に属さない国の非居住者に対する配当金支払いには、10%の源泉徴収税が適用される。受取人が、配当金支払企業の資本金の 12.5% 以上を支配する居住者企業である場合、源泉徴収税は課されない。さらに、他国からケニアの居住者に支払われる配当金は、ケニアでは課税されないが、当該国において課税される可能性がある。

ITB では、配当金の定義が拡大され、株主に代わり会社が貸付を弁済する場合、株主との取引によって会社の課税所得の減額または課税欠損の増額が生ずる場合など、株主が会社から利益を得る場合も含められている。さらに、子会社株式の 12.5%以上を直接／間接的に保有する居住者会社が受け取った配当金の WHT 免除に関する上記の基準は ITB により 25%に引き上げられる。

居住者および非居住者に支払われる貸付利子には 15%の源泉徴収税が課される。受取人が「銀行法（Banking Act）」に基づく免許を持つ金融機関の場合、源泉徴収税は課されない。

ある居住者から別の居住者に支払われるロイヤルティーには、5%の源泉徴収税が課される。居住者から非居住者に支払われるロイヤルティーには、20%の源泉徴収税が課される。

管理サービス、技術的サービス、代理店サービス、契約上のサービス、専門的サービスまたはコンサルタントサービスへの対価としての支払い（雇用者から被雇用者への支払いを除く）と定義される管理手数料および専門家報酬には、源泉徴収税が課される。ある居住者から別の居住者に支払われる管理手数料および専門家報酬には、5%の源泉徴収税が課される。居住者から非居住者に支払われる管理手数料および専門家報酬には、20%の源泉徴収税が課される。現金か現物かを問わず、賭博の配当には源泉徴収税が課され、税率は現金収入の 20%、現物支給の場合には賞品の公正市場価格の 20% である。この税率は居住者と非居住者の両方に適用され、源泉徴収された税額は確定的である。2019 年賭博法案によれば、免許を取得している賭博事業者は、賭博により得た月間総収入の 1%以下の賭博賦課税（gambling levy）を納付することになる。

不動産の使用または占有に対し支払われる総賃料（gross rent）、割増金または同様の対価に対する10%の源泉徴収税を天引きする者を指名する権限がコミッショナーに与えられている。

エネルギー分野において、電力購入契約に基づき提供されたサービスに対する非居住者への支払い、課税されない。エネルギー分野、水資源分野、道路、港湾、鉄道および飛行場への投資として行われた外国からの貸付に関して支払われた利息も源泉徴収税免除の対象となる。ITBではこの免税規定を廃止している。

源泉徴収税を課される所得の受取人がケニアと二重課税防止条約を結ぶ国の居住者である場合には、源泉徴収税の税率が低減される場合がある。例えば、ケニアと英国の二重課税防止条約に基づく管理手数料および専門家報酬の源泉徴収税率は、12.5%である。ケニアが締約国となっている租税条約は以下のとおりである。

3-5. 租税条約

現在、ケニアは、カナダ、インド、デンマーク、イラン、フランス、ドイツ、韓国、ノルウェー、カタール、南アフリカ共和国、スウェーデン、アラブ首長国連邦、英国およびザンビアと、二重課税防止条約（Double Taxation Treaty: **DTT** 以下、「DTT」）を結んでいる。

ポルトガル、シンガポール、中国、東アフリカ共同体諸国、イタリア、クウェート、モーリシャス、オランダおよびセイシェルとのDTTは、署名されているが、まだ発効していない。

ボツワナ、ナイジェリア、サウジアラビア、タイ、トルコ、ベルギー、エジプト、日本、マレーシアおよびスペインとのDTTは、交渉は完了しているが、まだ署名されていない。

所得税法は、二重課税条約の特典の対象を、ケニアと二重課税条約を結んでいる国の自然人居住者、またはケニアと二重課税条約を結んでいる国の法人居住者で、その潜在的な所有権の50%以上を当該国の自然人居住者が所有する法人に限定している。「潜在的な所有権」とは、個人または最終的に個人に所有されない法人が直接保有し、または間接的に介在者を通じて保有する法人の持分権と定義される。

これは、条約の濫用を防ぐ目的で行われたものであるが、潜在的な所有権の閾値を10%と定めているモーリシャス-ケニア間のDTTのように、50%よりも低い閾値を定めている発効済みのDTTを修正するものである。

ITBでは、ケニアが他の諸国と締結した租税条約の適用制限をさらに広げることが提案されている。ITBのもとでは、外国企業は、締約国の証券取引所に上場している場合に、DTTから生ずる特典を与えられる。

外国企業が締約国の証券取引所に上場していない場合、DTTから生ずる特典を受けられるのは、その会社の潜在的な所有権の50%以上を締約国の居住者である個人が保有しており、さらに以下の要件を満たす場合に限定される。

- (a) 潜在的な所有権が年間183日以上存続していたこと。
- (b) 締約国において、以下を除く積極的事業活動に従事していたこと。(i) 持ち株会社としての事業、(ii) 企業グループの全般的な監督管理、(iii) グループファイナンスの提供（キャッシュプーリングを含む）または (iv) 投資の実施もしくは管理

ケニアは、アフリカで12番目に多国間税務執行共助条約（Multilateral Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters）に調印した。同条約は、要請に基づく情報の交換、自発的交換、自動的交換、海外での税務調査、同時税務調査、税徴収支援等の税務に関する行政支援の形式について定めるものである。また同条約は、納税者の権利を守るための包括的保護を保障している。ケニアは、同条約に調印することにより、脱税や租税回避への対策をさらに前進させた。

3-6. 消費税の概要

付加価値税

「2013年付加価値税法（VATA）」の規定に従い、ケニアでの物品・サービスの供給、およびケニアへの物品・サービスの輸入には付加価値税（以下、「VAT」）が課される。VATAはVATに三つの税率を設けている。VATA付則2に規定される付加価値税免除品の場合は0%、石油製品の場合は8%、その他すべての場合は16%の標準税率である。課税供給の年間売上高が500万KEシリング以上のすべての事業者は法律に基づきVATの登録をし、その課税供給についてVATを賦課・徴収・送金することが義務付けられている。なお、仕入時に支払ったVAT分（仕入VAT）を取り戻すため、それを控除することができる。

供給や輸入が免税として指定される物品・サービスには、VATは課税されない。これらの物品・サービスはVATAの付則1に定められている。燃料や重油など、VATA付則1のセクションBで指定される、これまで免税だった物品は8%の税率でVATが課税される。ケニアから輸出される物品・サービス、輸出加工区および経済特別区に供給される物品・サービス、輸出用としてコーヒー・紅茶競売センターに供給されるコーヒーと紅茶、ならびに輸送中の物品に関する課税対象サービスの供給には、VAT 0%が適用される。金融、保険、再保険、教育サービス、医療、農業に関するサービスは、課税対象外である。

VATの免税対象は以下のものなど一定の供給品にも広げられた。

- a. 最低設備投資額が40億KEシリング、最低貯蔵容量が1万5,000メートルトンの液化石油ガス貯蔵施設の建設のための課税供給品
- b. 観光施設、娯楽用講演、コンベンション設備や会議施設の建設のためだけに直接使用される課税可能な供給品
- c. ケニア中央政府、郡政府、その行政的小区域または長官の承認を受けた者による自然水（ボトル入り飲料を除く）の供給

VATAは、納税者が誤って納付した税の還付を、納税期限から12カ月以内に申請することを認めている。VATAに基づく規則は、登録申請、申告書または計算書の提出、納付と還付、コミッショナーから出される通知その他の文書の発行に関して情報技術の使用（電子化）を奨励している。

VATAの付則1のパートII、パラグラフ8に基づき、商業ビルの売却に対して16%の標準税率のVATが課せられる。買い主および売り主ともに、商業ビルの売却前にVAT登録を行う必要があり、売主は0%税率の適用についてコミッショナーの承認を求めない。この変更は、不動産売却のVAT免除が土地と住宅の売却にしか適用されなくなったことを意味する。

ただし、この立場については、上記規定の適用に異議が申し立てられた *David Mwangi Ndegwa v Kenya Revenue Authority* 事件における控訴審の最終的な判断に服する。

政府との取引の場合は、政府の省庁、部局、機関が、供給品の代金支払い時に VAT 納付額の 6%を源泉徴収し、徴収額をそのままケニア歳入庁（KRA : Kenya Revenue Authority）に送金しなければならないという点に注意が必要である。

2015年租税手続法（Tax Procedures Act, 2015）により、ケニアにおけるVATの課税には以下が適用される。

- a. VAT 登録または登録抹消の申請を怠った場合、罰金は、1 カ月につき 10 万 KE シリングから 100 万 KE シリングまでである。
- b. 納税遅延利息は、1 カ月につき 1%課される。

物品税（Excise Duty）

2015年物品税法（Excise Duty Act : EDA、以下「EDA」という）に従い、物品税が課される。

物品税の対象となる物品およびサービスを取り扱うすべての者は、当該物品／サービスの製造や輸入などのために、物品税免許の登録を行う必要がある。一般に、物品税の課税時期は、物品税の課税対象となる物品およびサービスの性質によって定められている。物品税の対象となる物品の例として、フルーツジュースやフードサプリメント、ビール、タバコ、自動車（ケニアで組み立てられた自動車を除く）、オートバイ、レジ袋などが挙げられる。また物品税の対象となるサービスの例として、携帯電話サービス、ワイヤレス電話サービス、送金サービスなどが挙げられる。

EDAは、物品税の課税対象となる物品およびサービスの課税時期についても定めている。ケニアで製造された課税対象物品は、製造工場からの出荷時に課税される。ケニアに輸入される課税対象物品は、輸入時に課税される。課税対象サービスについては、サービスの提供時に課税される。

3-7. 個人税制度の概要

ケニアでは、自然人の所得税は、源泉地を基準に課せられ、居住者と非居住者で異なる。非居住者の所得については、ケニアで発生した部分のみ、ケニアで課税されるが、居住者については、所得が発生した国にかかわらず、ケニアにおいて居住者の全所得に課税される。ケニアに定住地を持ち、当該年度中期間を問わずケニアに滞在した場合、当該納税年度中に183日以上にわたってケニアに滞在した場合、または、当該納税年度中および、それ以前の2年間に平均122日間ケニアに滞在した場合、その係る個人は居住者とみなされる。

すべての労働者は、源泉課税方式（Pay As You Earn: PAYE、以下、「PAYE」という）と呼ばれる制度に基づき所得税を納付しなければならない。PAYEの税率は累進課税で、所得階層に基づく累進税率がとられている。最低税率は10%、最高税率は30%である。PAYEには1カ月につき1,408KEシリングの個人税控除が適用される。年収が14万7,580KEシリング（現行最低PAYE水準）を下回る労働者の賞与および残業手当は、PAYEの免税対象となる。

3-8. その他の主な税

3-8-1. キャピタルゲイン税

ケニアでは、キャピタルゲイン税（以下、「CGT」）は、1985年以降中止されていたが、2015年1月1日から再導入されている。CGTは、ケニア国内にある資産の譲渡によって個人または法人に発生する全利益に対し、5%の税率で課される。CGTは、資産を譲渡する（居住者または非居住者である）個人が支払わなければならない。個人の場合、CGTの対象となる資産は、ケニアにある不動産および有価証券である。法人の場合、CGTの対象となる資産には、物品、無体動産、土地、動産・不動産を含むあらゆる種類の資産のほか、ならびに資産に起因し、または付随する現在または将来の既得、または条件付きの債権、地役権および、あらゆる種類の不動産権、所有権、利益等が含まれる。資産は、ケニアに存在しなければならないため、ケニアに資産を有するオフショア持ち株会社の株式を譲渡しても、ケニアにおけるCGTの対象とはならないことに留意しなければならない。ケニアの証券取引所に上場された証券の譲渡に起因する利益はCGTの対象とならない。

主に私有住居の譲渡、裁判所命令による資産の清算人への帰属、会社の株式もしくは社債の発行、故人の遺産の管理を目的とする譲渡に係るCGTの免除を含め、さまざまなCGT免除が設けられている。会社更生の場合にもCGT免除の対象となるが、自動的に免除されるものではなく、財務長官の裁量により、公益にかなっていると判断された場合のみ免除が認められる。また、ケニアが締結しているDTTには、相手方締約国の居住者がケニアにおける居住者企業の株式を売却した場合にはその株式の譲渡についてCGTの対象から外すと規定しているものもある。ただし、当該譲渡人がITAに定められている特典制限条項の基準を満たさなければこの特典は適用されない。つまり、当該譲渡人の潜在的な所有権の50%が、相手方締約国の税法上居住者により所有されていなければならない。

ケニア歳入庁（Kenya Revenue Authority: KRA）は、CGT適用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）およびCGT納付用申告フォーム（フォームCGT-1）を発行した。ガイドラインによれば、納税者は自己査定を行い、譲渡がなされた月の翌月20日までにKRAにCGTを納付しなければならない。またガイドラインには、当該資産がケニア国内にある場合には、非居住者の譲渡人にCGTが課されることも明記されている。

CGT制度はインフレを見込んでいないため、納税者は含み益について税額査定を受ける。さらに、一部の免税額の閾値は1985年に有効だった法律に基づいており、現在の評価額にはそぐわない。

ただし、ITBでは、CGTの税率を5%から20%を引き上げる一方で、ケニア国家統計局（Kenya National Bureau of Statistics）の発表する消費者物価指数に基づく物価調整控除を導入することが提案されている。この物価調整システムの導入により、譲渡人はCGT納付額についてインフレによる物価上昇分の軽減を受けると見込まれていた。しかし、その後財務長官からCGTの税率を5%にすることが発表されている。

またITBでは、法律または規制上の要求、政府によるまたは公益のための強制収用により社内事業の再編が必要とされ、かつ、財務長官により承認された場合に、CGTの免除を認めることが提案されている。

3-8-2. 輸入税

ケニアは EAC の関税同盟の加盟国である。このため、2004 年東アフリカ共同体関税管理法 (East African Community Customs Management Act, 2004 : **EACCMA**、以下、「EACCMA」) に基づく輸入税が適用される。物品の輸入には、その性質と価格に応じて EACCMA に基づく輸入税が課される。輸入税査定時の価格は、輸入される物品の原価、保険料および運賃に基づいて決定される。輸入税率は、東アフリカ対外関税タリフコード (East African Custom External Tariff Code) に記載される物品の性質および種類によって異なる。

EAC 関税同盟加盟国は、以下の税率により 3 段階の対外共通関税 (Common External Tariff) を課すことで合意した。原材料、資本財、農業用資材、特定の医薬品、医療機器は 0%、中間財でその後の生産に使用されるものは 10%、最終財は 25%である。特定の物品に対応する税率一覧が、EAC 関税同盟の設立に関する議定書 (Protocol on the Establishment of the EAC's Customs Union) の付属書 I (通称「東アフリカ対外共通タリフコード」) に記載されている。

輸入税は輸入者が納付する。EACCMA は同法の付則 5 で免税品を定めているが、免税は特定の支援団体や援助資金で設立された組織に関係する特定の物品にしか適用されない。

ケニアとウガンダを結ぶ標準軌間鉄道網の建設資金に充てるため、ケニアに輸入され家庭で使用されるすべての物品には、物品の課税価格の 1.5%にあたる関税が課される。輸入者は通関手続地で「鉄道開発税 (Railway Development Levy : **RDL**)」と呼ばれるこの関税を納める。ただし、東アフリカ共同体からケニアへの輸入品は RDL の対象とならない。ケニアに輸入されるすべての家庭用物品について、課税価格の 2%の輸入申告料 (**IDF**) を支払わなければならない。

3-8-3. 印紙税 (Stamp Duty)

印紙税は、特定の金融商品および取引に対し、表面税率または (価格に応じた) 従価税率で課される。株式の譲渡時および株式資本の増額時には、1%の印紙税を支払わなければならない。都市部の土地の譲渡時には、土地の価格の 4%の印紙税を支払わなければならない。農村地区では、土地価格の 2%の印紙税が課される。上場企業の株式の譲渡には、印紙税は課されない。家族所有財産の譲渡および株式の共同保有に基づく関連企業体に関しては、特別に印紙税が免除される。その他の契約書および文書については、印紙税法が定める各税率で印紙税が課される。

インフラ (エネルギー分野、道路、港湾、水資源分野、鉄道、飛行場) の開発分野に投資する投資家に対する外国資金源からの貸し付けに関する取引に関して作成された取引文書には、印紙税は課されない。

有限責任会社として登記している会社の当初名目株式資本にも、印紙税は課されない。

3-8-4. 移転価格税制および過少資本税制

移転価格規則は、関連企業間における物品の販売、サービスの提供、無形資産の譲渡、資金の貸し付けまたは借り入れに関する国境を越えた取引の価格取り決めは、独立当事者原則 (arm's length) によるものでなければならないと規定している。一方の当事者が、他方当事者の事業の運営、支配もしくは資本に直接的もしくは間接的に関与している場合、または第三者がその両者の事業の運営、支配もしくは資本に直接的もしくは間接的に関与している場合、その係る当事者は、取引の相手方当事者の関連当事者とされる。支店と本社の間取引にも移転価格規則が適用されるので注意を要する。移転価格規則は、その大部分が、「多国籍企業のための OECD 移転価格ガイドライン (OECD

Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises) 」が定める原則をモデルとして作成されており、納税者は、移転価格書類を作成・保管し、ケニア歳入庁の求めに応じて係る書類を提出しなければならない。

ケニアでは過少資本規則も併せて適用される。

過小資本規則は、貸付利子支払いの税控除を、所得年度中のいずれかの時点における会社の借入総額の最高額が、会社の利益準備金総額と全クラスの払込済株式総額の合計額の3倍を上回らない限度でのみ認めている。過少資本規則は、非居住者企業が単独で、または、ほかの4者以下の者とともに会社を支配しており、かつ、その会社が銀行法 (Banking Act) のもとで免許を与えられた銀行または金融機関ではない場合に限り適用される。なお、採掘分野の過少資本の基準は2:1であり、ほかの分野よりも有利な基準に設定されている。

ITB では、外国支配会社の負債資本比率 (debt to equity ratio) を2:1に緩和することが提案されている。また「支配」の概念を「会社の議決権の20%以上を保有する場合」に変更することも提案されている。さらに支配の概念は、負債、会社の取締役会/構成員の50%以上の選任権、知的財産権および商品供給、価格または市場への影響力にも広げられている。

こうした変更により、外国為替差損益の税控除にも影響が出てくる。

「みなし利息 (Deemed Interest) 」規定は、非居住者の株主からの無利子借り入れに関しても適用される。非居住者の株主が居住者企業に無利子で貸し付けを行った場合、居住者企業は、財務省証券 (Treasury Bill) の現行利率で「みなし利息」を計算し、当該「みなし利息」に係る源泉徴収税をKRAに送金しなければならない。

3-8-5. 租税手続法

2015年租税手続法 (Tax Procedures Act: TPA、以下、「TPA」) は、租税手続きを調整、統合するために、2015年12月15日に大統領により承認され、2016年1月19日に施行された。

TPA は、納税者が、取引の課税上の地位に関する個別裁定 (Private Ruling) をコミッショナーに請求することを認めている。コミッショナーは、係る個別裁定に拘束される。さらに、TPA は、関連当事者間で事業用資産が譲渡される場合の租税債務譲渡の概念を導入し、コミッショナーによる、譲渡人または譲受人いずれかに対する課税評価額の増額を認めている。

3-9. 国際取引に関するその他の主な法人税

上記の第3.8.4項で述べた移転価格規則を参照のこと。

第4部： 人材管理

4-1. 法律の適用

ケニアにおいて雇用・労働関連事項に適用される主な法律は以下のとおりである。

- (a) 憲法 — 特に公正労働行為、公正な報酬を受ける権利、合理的な労働条件を与えられる権利、組合加入権を含むさまざまな労働権について規定している。
- (b) 雇用法（2007年の法律第11号）（以下「雇用法」という） — 労働者の基本的権利を宣言・定義するとともに、児童の基本的雇用条件とそれに関する事項について規定している。
- (c) 労働組織法（2007年の法律第12号）（以下「労働組織法」という） — 労働組織の設立を定め、その機能、権能、義務と労働組織に関するその他の事項について規定している。
- (d) 労働裁判所法（2011年の法律第20号）。現在は改正され、雇用・労使関係法（以下「雇用・労使関係法」という）となっている — 高等記録裁判所として労働裁判所（現在の雇用・労使関係裁判所（ELRC））の設置を定め、雇用・労使関係に関する管轄権を付与している。
- (e) 労使関係法（Labour Relations Act, 2007年の法律第14号）（以下「労使関係法」という） — 労働組合と労使紛争に関する法律をまとめたもの。結社の自由の保護、有効な団体交渉の促進、秩序ある迅速な紛争解決の促進を通じて健全な労使関係を醸成し、社会正義と経済発展につなげる。
- (f) 2007年労働安全衛生法（Occupational Safety and Health Act, 2007年の法律第15号）（以下、「OSHA」） — 職場に合法的に存在する労働者およびすべての者の安全・衛生・福利厚生、国家労働安全衛生委員会（National Council for Occupational Safety and Health）の設置について規定している。
- (g) 労働災害給付金法（Work Injury Benefits Act, 2007年の法律第12号）（以下、「WIBA」） — 業務上の負傷、および雇用の過程でまたは雇用に関する目的に起因して罹患した疾病にかかわる労働者への補償について規定している。

この法的枠組みは、賃金、休暇、住宅、健康と福利厚生、国内・海外の労働契約、女性と青少年の雇用、労使関係、労働安全衛生を網羅している。

ケニアはさまざまな国際労働期間（ILO）条約にも加盟している。これらの条約は憲法第2条第5項および第6項の規定を通じて労働法の一部を構成している。憲法第2条第5項は、国際法の一般規則はケニアの法律の一部を構成すると定めている。第2条第6項は、ケニアが批准した条約または協定は、憲法に基づきケニアの法律の一部を構成すると定めている。

4-2. 採用

労働者の採用には契約の自由の原則が適用されるため、雇用者はどのような労働者を採用したいかを決定することができる。ただし、職場での平等、差別禁止、奴隷制度・強制労働の禁止を定めるケニア憲法と雇用法に基づく制限が課される。雇用者が求人広告を掲載する場合は、人種、性別、妊娠、未既婚、健康状態、民族的・社会的出自、肌の色、年齢、障害、宗教、良心、信条、文化、服装、言語または出生等の理由を問わず、いかなる者をも直接的または間接的に差別しないようにしなければならない。

4-2-1. 人材紹介機関

諸外国とは異なり、ケニアには政府が運営する職業紹介所がない。民営の職業紹介所があるが、職業紹介所は雇用局長（Director of Employment）の登録を受け、少なくとも3年間は記録を保管しなければならない。職業紹介所は局長（Director）および労働監督官の査察を受ける。また、規定を上回る手数料を徴収してはならない。

4-2-2. 雇用のための照会

労働者の身元保証人確認や労働者に関する背景調査は制限されていないが、憲法が与える労働者のプライバシー権を念頭に置きながら慎重に行うべきである。

4-3. 労働契約

労働契約は口頭でも書面でもよいが、労働契約の期間が就労日数にして延べ3か月以上に達する場合、または労働契約が延べ3か月の就労日数で完了することが合理的に予想できない特定の業務の遂行について規定する場合、その契約は書面で作成しなければならない。契約書には、雇用法に定められる特定の情報を記載しなければならない。

海外労働契約書は、所定の様式で作成しなければならない。また、労働監督官に診断書を提出することが義務付けられる。海外労働契約書は、労働監督官の認証を受けなければならない。海外労働契約を締結する雇用者がケニアに居住していない場合、またはケニア国内で事業を営んでいない場合、雇用者は、ケニアに居住する1人以上の保証人による保証を提供し、労働監督官の承認を受ける。また雇用者がケニアに居住している場合には、労働監督官がこれを雇用者に求める場合がある。

4-4. 賃金

労働組織法（Labour Institution Act: LIA 以下、「LIA」）は、賃金令の策定を担当する賃金審議会の設置について規定している。賃金令は最低賃金と雇用条件を定めるもので、契約によって変更することはできない。契約書に不利な雇用条件や賃金が定められる場合には、賃金令が定める条件が優先する。雇用者が賃金令に従わない場合、違反行為となる。LIAのもとで公布される賃金令に基づいて最低賃金が定められる。ただし、最低賃金額は労働者が従事する業種によって異なる。

4-5. 労働時間、休憩および休暇に関する法律

所定労働時間は、週52時間以内と定められている。16歳未満の者に1日6時間を超える労働をさせることはできない。また、労働者には、1年間連続で就労するごとに休日を除く21日以上有給休暇を取得する権利が与えられ、連続2か月以上の就労後に雇用が終了した場合は、1か月につき1.75日以上有給休暇を取得する権利が与えられる。年次休暇は、法律または契約書が定めるすべての国民の休日、週休、病気休暇に加えて取得できる。

4-5-1. 時間外労働

労働者が1週間の所定労働時間を超えて勤務した場合、追加の就労時間は時間外労働として取り扱われる。時間外労働手当は、以下のように支給される。

- a) 1週間の所定労働時間を超えて勤務した分については ー 通常の時給の1.5倍
- b) 労働者の所定の休日または国民の休日に勤務した分については ー 通常の時給の2倍

夜間勤務の労働者の時間外労働は1カ月間に144時間、その他すべての労働者については1カ月間に116時間を超えてはならない。

4-5-2. 産休および育児休業

女性の労働者は、有給で3カ月の産休を取得する権利を与えられている。また、男性の労働者は、有給で2週間の育児休業を取得する権利を与えられている。産休と育児休業は、年次有給休暇取得日数に算入されない。

4-6. 就業規則

雇用者は、雇用の細則を記載した文書を労働者に交付しなければならない。雇用開始から2カ月以内に分割して交付してもよい。労働者が50人以上の場合、雇用者は雇用の細則を記載した文書において懲戒手続きを定める必要がある。多くの場合、労働者の行動準則は、雇用者の社内スタッフ規則とポリシー（またはスタッフ・ハンドブック）に定められている。

労働者が20人以上の雇用者は、労働者と協議の上、セクシャルハラスメントに関するポリシーステートメントを発行しなければならない。

4-7. 安全・衛生

建物を職場として使用しようとする者は、労働安全衛生局長（Director of Occupational Safety and Health）にその建物を届け出なければならない。

また、職場の占有者は、一般的な安全衛生に関するポリシーステートメントを作成し、当該ステートメントを実施する方法を明記する義務を負う（占有者とは、所有者か否かを問わず職場を実際に占有する者を意味し、雇用者を含むと、2007年労働安全衛生法（OSHA）は定義している）。このほか、占有者は、大臣が定める規則に従って、職場に安全衛生委員会を設置することが義務付けられる。占有者はさらに、12カ月ごとに少なくとも1回、安全衛生顧問に職場の徹底的な安全衛生監査を行わせる義務を負う。

死亡事故が発生した場合、雇用者は事故発生から24時間以内に労働安全衛生監督官（Occupational Safety and Health Officer）に連絡しなければならない。事故で命に別状のない負傷が発生した場合、雇用者は7日以内に監督官（Officer）に連絡しなければならない。

また、雇用者は、危険な作業過程に従事する可能性のある労働者に対して「作業許可書」を発行しなければならない。「作業許可書」は、労働者の安全・衛生を確保するため、実行すべき作業、作業に伴う危険、作業開始前に講じるべき予防策を記載した労働者宛の通知書を意味する。

4-8. 退職および解雇

雇用終了に関する規定は、雇用法に定められている。雇用終了は、以下の形式で行うことができる。

4-8-1. 通知による終了

いずれの当事者も、労働契約に定められる期間内に終了通知を他方の当事者に送達することにより労働契約を終了することができる。ケニアでは、雇用契約を結んだ労働者には雇用終了を通知しなければならない。雇用終了の方法は、契約条件によって異なる。

- (a) 契約が日払いの場合は、いずれの当事者も通知なしで1日の終了時に契約を終了することができる。
- (b) 契約が1カ月未満の間隔で賃金を定期的に支払う条件の場合は、いずれの当事者も書面で通知後、次の期間の終了をもって契約を終了することができる。
- (c) 契約が1カ月以上の間隔で賃金または給与を定期的に支払う条件の場合は、いずれの当事者も書面で通知後、28日の期間が終了した時点で契約を終了することができる。

雇用契約において、法律が定めるよりも長い書面での通知期間が定められている場合は、長い方の通知期間が適用される。

終了通知を受けた労働者が通知を理解できない場合、雇用者は労働者が理解できる言語を使って、労働者に口頭で通知について説明しなければならない。

4-8-2. 即時解雇

雇用者が、労働者の重大な非違行為または労働契約違反を理由として、労働者を即時解雇する場合（通知なしで、または労働者が法律もしくは契約で与えられているより短い通知期間で雇用を終了する場合）、雇用者は、契約終了に先立ち、労働者が理解できる言語で、係る終了を検討している理由を労働者に説明しなければならない。労働者には、その説明の場に別の労働者、または労働者が選んだ労働組合の代表を同席させる権利がある。また、労働者には、係る契約終了または即時解雇に先立ち、意見を述べ、労働者の申し立てを検討させる権利も与えられている。

4-8-3. 余剰人員を理由とする契約終了

雇用法は、余剰人員が生じた場合に労働者を保護している。雇用法は、雇用者が余剰人員を理由に労働契約を終了する場合には一定の条件を満たさなければならないと定めている。これらの条件には次のことが含まれる。契約終了の1カ月前までに、労働者が加入する組合と地域の労働監督官に通知する。労働者本人に書面で通知し、労働者が労働組合の組合員でない場合は、労働監督官にも通知する。労働者の勤務期間、技能、信頼性を十分に考慮したうえで余剰人員を選ぶ。余剰人員発生時の解雇手当支給に関して団体協約が存在する場合、労働者が労働組合の組合員でないことが不利にならないように取り計らう。休暇が与えられている場合は、休暇を現金で買い取る。労働者に1カ月以上前に通知するか、または通知に代えた支払いを行う。就労1年につき給与15日分以上の退職金を支給する。大臣は、一定数以上の労働者を雇用する雇用者に対し、余剰人員解雇のリスクを担保する保険を労働者に付保することを義務付ける規則を定める場合がある。

4-9. ケニアの社会保障制度

4-9-1. 国家社会保障基金法 (National Social Security Fund Act)

2014年1月に2013年国家社会保障基金法 (NSSFA) が施行され、これに伴って旧国家社会保障基金法 (ケニア法Chapter 258) は廃止された。すべての雇用者には年金基金 (Pension Fund) への登録が義務付けられる。また、労働者を年金基金の加入者として登録しなければならない。NSSFAに基づき、雇用者と労働者が納付する社会保険料は、労働者1人につき最高2,160KEシリングまで引き上げられることになった。保険料のうち50%を雇用者、50%を労働者が納付する。雇用者と労働者が納付する社会保険料は、向こう5年間で漸次引き上げられる。

4-9-2. 国家医療保険基金法 (National Hospital Insurance Fund Act)

国家医療保険基金法は、所得が1,000KEシリングを超える者が国家医療保険基金に納める標準負担金を定めている。同基金は、労働者の入院医療費精算を支援するために充てられる。現在、負担金を引き上げる案が出されている。

第5部： 商標・意匠保護制度

5-1. 商標および意匠に関する法律

憲法第40条第5項は、ケニア国民の知的財産権を国家が支援し、振興し、保護しなければならないと定めている。

ケニアの商標および意匠には、「商標法 (Trade Marks Act, ケニア法 Chapter 506)」、「1956年商標規則 (Trade Mark Rules)」、「工業所有権法 (Industrial Property Act, ケニア法 Chapter 509)」が適用される。ケニアは、地域において、アフリカ広域知的財産機関の加盟国となっている。国際レベルでは、世界知的所有権機関 (WIPO) (工業所有権の保護に関するパリ条約) の加盟国であり、1994年のWTOマラケシュ協定、商標の国際登録に関するマドリッド制度、特許の国際登録に関する特許協力条約など、知的財産権を認める多数の条約の締約国である。

5-2. ケニアの商標制度

ケニアにおいて商標を取り扱う機関はケニア産業財産権機関 (KIPI : Kenya Industrial Property Institute、以下、「KIPI」)、責任者は長官 (Managing Director) である。ケニア市民と外国人 (法人を含む) は、KIPIに出願してケニアで知的財産権を登録することができる。ケニアの商標は、商品およびサービスについて定められた分類に従って登録される。ケニアの商標分類は、商標の登録のための商品およびサービスの国際分類であるニース分類 (現在は第10版) に従っている。

5-3. 商標登録の効力と有効期間

登録された商標は、出願日から10年間有効である。商標登録は、さらに10年間更新することができる。商標登録官 (Registrar of Trademarks) (登録官) は、10年間の商標権存続期間が満了する6カ月前に、存続期間が間もなく満了することを商標所有者に通知しなければならない。商標登録が更新されなかった場合、登録官は当該商標を登録簿から削除することができる。

5-4. 商標の取り消し

KIPIの長官は、一定の条件下で登録商標を取り消すことができる。以下に該当する場合、商標は取り消されることがある。

- a) 所有者が、ほかの商標の防護標章を登録した。
- b) 商品またはサービスの商標が現在は登録されていない、または更新されなかった。

5-5. 登録手続き

商標が登録可能であるためには、当該商標が以下の必須項目を少なくとも一つ備えていなければならない。

- a) 特別のまたは独特の態様で表示された会社、個人または企業の名称
- b) 出願人またはその事業の前権利者の署名
- c) 考案された言葉
- d) 商品の特性または品質に直接関連しない言葉であって、通常の意味では地名でも姓でもない言葉
- e) その他の識別性の特徴ある標章。ただし上記の説明に該当するもの以外の名称、署名または言葉は、その識別力が証明された場合を除き、登録可能とはみなされない。

登録には約6カ月かかる。また、登録には以下の手順が必要である。



5-6. 商標の国際登録

一般に商標保護には属地主義が適用されるので、ケニアで登録された商標は、日本など別の法域では保護されない。

ケニアは、マドリッド協定やマドリッド協定議定書の締約国である。これらは、商標登録出願人がマドリッド協定およびマドリッド協定議定書またはそのいずれかに加盟する複数の国で、国際保護のために商標を登録することを認めている。商標法は、WIPO登録によって生じた商標権の承認に関して特別な規定を設けている。

記入済みフォームはWIPOに直接提出せずに、KIPIに寄託しなければならない。

5-7. 模倣品

模倣品の輸入・売買を規制するための対策が講じられている。議会は、2008年に「2008年模倣品取締法（Anti-Counterfeit Act）」を可決した。この法律に基づき、模倣品を規制するための機関が設置され、法的枠組みが確立された。模倣品取締法は、模倣品の製造、販売、流通、輸入、輸送、所持、取引の過程での管理を違反行為としている。

さらに、国内で製造されたすべての物品には、ケニア基準局（Kenya Bureau of Standards）が発行する標準マークを付さなければならない。また、いくつかの種類の輸入品にはISMと呼ばれる輸入標準マークを付さなければならない。

多数の法律が、消費者を模倣品から保護している。特に商標法、著作権法（Copyright Act）、刑法（Penal Code）、東アフリカ共同体税関管理法（East African Community Customs Management Act）などが挙げられる。概して消費者の権利は、憲法第46条と「消費者保護法（Consumer Protection Act, 2012年の法律第46号）」によって保護されている。これらの法律は、非公開企業と公開企業が提供する商品・サービスに適用される。消費者の権利については「競争法（Competition Act）」にも規定がある。

5-8. 意匠の保護

ケニアで意匠に適用されるのは「産業財産法（Industrial Property Act, ケニア法Chapter 509）」である。意匠とは、線もしくは色彩の組み合わせ、または線もしくは色彩と関連しているか否かを問わず立体的な形状をいう。ただし、それらの組み合わせまた形状は、工業製品または工芸品に特別な外観を与え、かつ、工業製品または工芸品の模様となることができなければならない。

工業意匠は、形状、構成、模様または装飾により特徴づけられる物品の外観のみに関係する。工業意匠は、組立ての方法や商品の機能を保護するわけではない。

5-9. 登録手続き

工業意匠が登録を受けるためには新規でなければならない。これは、登録出願日より前に、世界のどこかにおける有形の出版物によって、またはケニアにおける使用もしくはその他の方法によって、公開されていないことを意味する。ただし、開示が生じたのが登録出願日の前12カ月より前ではなかった場合であっても、それが以下の理由もしくはその結果であったときは、その開示は考慮されない。

- (a) 出願人もしくはその前権利者によってなされた行為、または
- (b) 出願人もしくはその前権利者に関して第三者が行った明白な濫用

工業意匠の登録は、ケニア産業財産権機関（KIPI）で行う。産業財産法に基づく登録手続きは、以下のとおりである。

- (a) 登録に関して意匠作成者の代理人を務める者を指名する委任状に意匠作成者が署名し、登録所に提出しなければならない。
- (b) 登録用標準願書に記入し、登録所に提出する。
- (c) 工業意匠を具体化する物品の図面、写真またはその他の図形表示、および当該意匠を使用する製品の種類の説明をすべて願書に添えなければならない。
- (d) また、願書には、意匠を具体化する物品の見本と所定の手数料を添えなければならない。

- (e) KIPI は願書を受理した後、当該意匠が規則に則っており、かつ保護を求めようとする意匠が登録要件を満たしていることを確認するための審査を行う。次に、60日間にわたり KIPI 公報で当該工業意匠は公表される。異議申し立てがなければ証明書が発行される。

登録は5年間で、（更新手数料を納付すると）1期を5年間としてさらに2期の更新が可能である。登録は最長15年間で、その後は失効する。

5-10. 一般

文学作品と美術作品は、著作権法のもとで保護される。著作権法は、著作権の対象物として文学作品、音楽作品、美術作品、視聴覚作品、録音物、放送番組の6種の作品を認めている。また、著作権法によりケニア著作権委員会（Kenya Copyright Board）が設置された。著作権委員会は、著作権と関連する権利の管理と執行を監督する権限を持っている。